

いこーよジャンル定義



アクトインディ株式会社

2020年10月19日制定



『映画館』

映画を商業的に上映することを目的としている施設





- ① 施設の主目的が『映画興行』であり、
- ② 『興行場法に基づき、都道府県知事の許可』を得ており
- ③ 『映画を映すためのスクリーン、映写機、観客席』が常設されている施設

に該当する施設が『映画館』ジャンル





① 施設の主目的が『映画興行』であり、

- ➡ 『映画興行』とは、観客から映画の観覧料として料金をとり、映画を上映することを生業(なりわい)としていること

②『興行場法に基づき、都道府県知事の許可』を得ており

- ➡ 『興行場は「映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設」と定義されているが、これらの営業を行う場合には興行場法に基づき都道府県知事の許可を得なければならない。』

※ 興行場法の詳細については下記の厚生労働省のサイトを参考

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/seikatsu-eisei/seikatsu-eisei04/02.html



③『映画を映すためのスクリーン、映写機、観客席』が常設されている施設

- ➡ 舞台の上に、映画を映すためのスクリーンが常設されていること。
- ➡ パイプ椅子など、仮設の椅子ではなく、番号が振られた常設の観客席があること。
- ➡ 映画を上演するための映写機が常設されていること。

映画館となる施設例

➡ 1スクリーンだけの『映画館』



➡ ショッピングモールなどに入っている『シネマコンプレックス(複合映画館)』



➡ 客数が300席以下の『ミニシアター』





※主目的が、映画興行でないものは『映画館』に該当しません。

※興行場法に基づいて、都道府県知事の許可を得ていないものは『映画館』とみなしません。

映画館とならない施設例

➡ 通常は映画の上映を行っていないが、イベントとして映画の上映を行っている施設



➡ 公民館・児童館などで映画(動画)を見れる設備がある



➡ 映像を観ながら、飲食できる施設



➡ 科学館、博物館、工場見学などで、映像を観る常設スクリーン・座席がある施設





その他施設例

➡ テナントとしてシネコンが入っているショッピングモール・商業ビル



➡ シネコンが入っている商業ビル・ショッピングモール内の他のテナント



※シネコンの施設には映画ジャンルはつきますが、ショッピングモールや他のテナントは映画を観る施設ではないので、映画ジャンルはつきません。